

別冊資料

介護予防・日常生活支援総合事業 について

佐賀中部広域連合
【第7期】第2分科会資料

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方

※総合事業ガイドラインの要約抜粋

① 既存の介護事業所による既存のサービス(専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスの提供)



② 地域の実情に応じて、NPO、住民ボランティア等の多様な主体が参画する多様なサービスの充実



要支援者等の選択できるサービス・支援の充実

要支援状態からの自立の促進、重度化予防の推進等

要介護、要支援認定に至らない高齢者の増加



③ 高齢者の社会参加の促進、要支援状態となることの予防する事業等の充実

第7期に向けた多様なサービスの検討について

【これまでの検討経緯】

本広域連合における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）では、第6期は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス（相当サービス）のみを実施している。

第7期における総合事業の事業展開については、サービス検討会を立ち上げ、各構成市町と多様なサービスの事業検討を行ってきた。

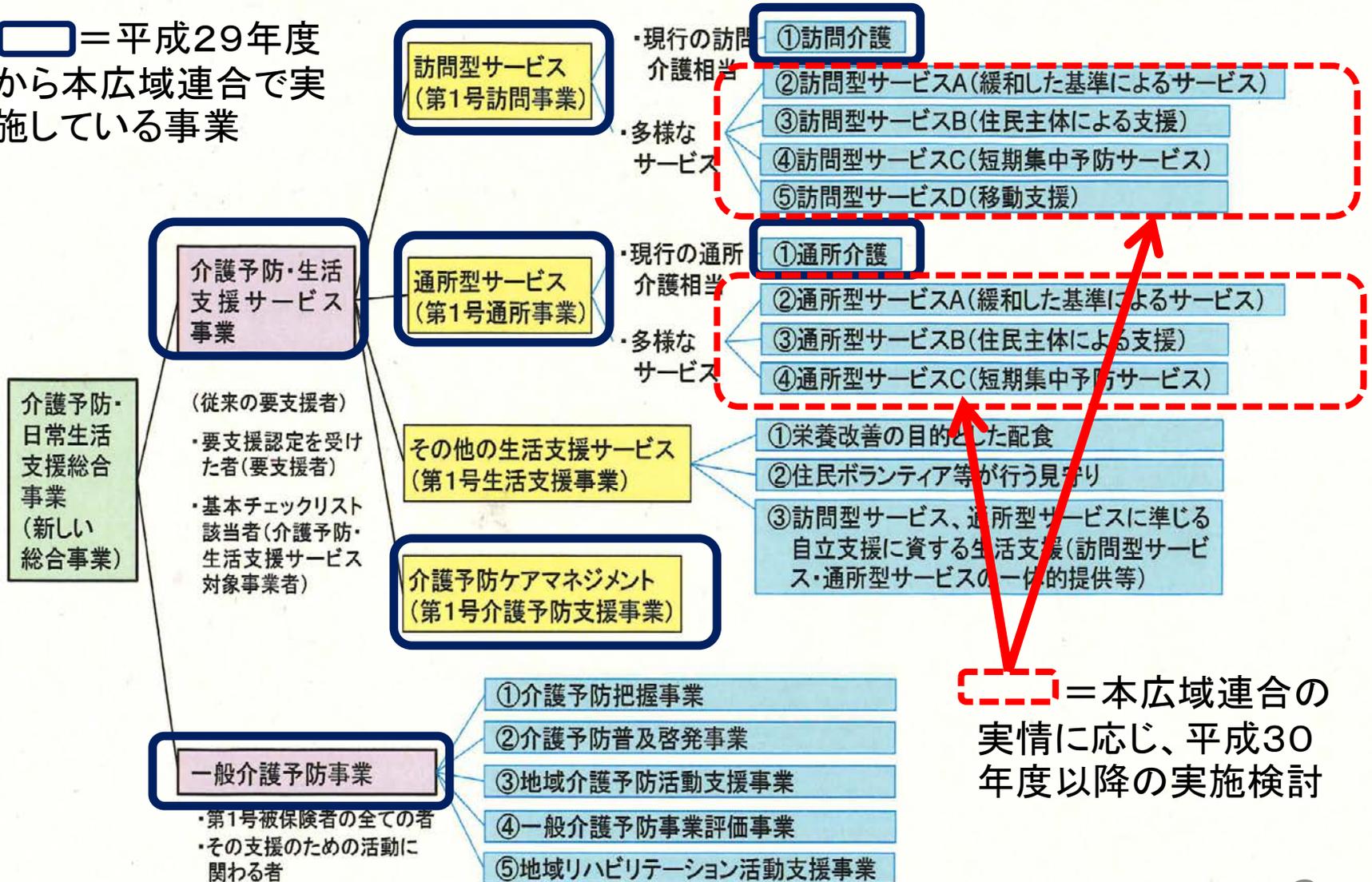
【今後の進め方】

事業者への具体的な参入の意向を調査し、事務実施方針を確定する。

総合事業の構成

※多様なサービスは、国が示す事業の一例

□ = 平成29年度から本広域連合で実施している事業



□ = 本広域連合の実情に応じ、平成30年度以降の実施検討

総合事業における構成市町と広域連合の役割

～ 事業の方向性 ～

■ 構成市町が実施主体となるもの

- 住民主体による生活援助や通いの場づくりなど、地域資源の活用や個々の高齢者の状態把握など地域の特性が大きく求められる事業
- 一般介護予防事業で実施している運動器の機能向上のプログラムなど、既存の事業を活用した事業（実情に応じた事業展開の検討）

■ 広域連合が実施主体となる事業

- 介護予防の効果や利用者の意向を損なうことがなく、かつ、事業費用を抑制する事業

生活支援における実施主体

※サービスの類型、内容等は、国が示す事業の一例

実施主体	広域連合		構成市町						
	多様なサービスの類型(例)	訪問介護 (相当サービス)	訪問サービスA (基準緩和型)	訪問サービスA (基準緩和型)	訪問サービスB (住民主体型)	訪問サービスC (短期集中型)	訪問サービスD (移動支援)	一般介護 予防事業	保健福祉 サービス等
サービスの内容(例)	身体介護 生活援助	生活援助等	生活援助等	生活援助等	介護予防	生活援助等	介護予防	生活援助等	
サービスの概要(例)	○従来の介護予防訪問介護に相当するサービス ※基準、報酬＝国基準に準じる	○従来の介護予防訪問介護よりも緩和した基準によるサービス	○従来の介護予防訪問介護よりも緩和した基準によるサービス	○有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援	○保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期集中予防サービス	○介護予防・生活支援事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援	○ボランティア等の人材育成、社会活動を通じた介護予防等	○一般財源による生活支援等サービス	
	事業者指定 国保連合を経由した審査支払	事業者指定 国保連合を経由した審査支払	委託	補助(助成)	委託・直接実施	補助(助成)	委託・直接実施		
事業	指定第1号事業	第1号事業						一般介護 予防事業	高齢者福祉 事業等
	介護予防・生活支援サービス事業								
	総合事業								

通いの場づくりにおける実施主体

※サービスの類型、内容等は、国が示す事業の一例

実施主体	広域連合		構成市町				
	通所介護 (相当サービス)	通所 サービスA (基準緩和型)	通所 サービスA (基準緩和型)	通所 サービスB (住民主体型)	通所 サービスC (短期集中型)	一般介護 予防事業	保健福祉 サービス等
多様なサービスの類型 (例)							
サービス内容 (例)	生活機能訓練を含む通いの場	運動・レクリエーション等の通いの場	運動・レクリエーション等の通いの場	体操・運動等の活動などの自主的な通いの場	運動器の機能向上、栄養改善、口腔等プログラム	体操・運動等の活動などの自主的な通いの場	趣味、レクリエーション等を通じた通いの場
サービスの概要 (例)	○従来の介護予防通所介護に相当するサービス ※基準、報酬＝国の基準に準じる	○従来の介護予防通所介護よりも緩和した基準によるサービス	○従来の介護予防通所介護よりも緩和した基準によるサービス	○有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援	○保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期集中予防サービス	○介護予防教室の開催、介護予防に資する住民主体の通いの場の支援など	一般財源による通いの場の支援
	事業者指定 国保連合を経由した審査支払	事業者指定 国保連合を経由した審査支払	委託	補助(助成)	委託 直接実施	委託 直接実施	
事業	指定第1号事業		第1号事業			一般介護 予防事業	高齢者福祉事業等
	介護予防・生活支援サービス事業						
	総合事業						

広域連合が実施主体となる事業

～基本的な考え方～

相当サービスに加え、要支援者等の状態や必要性に応じた選択を可能とするために、指定事業による基準緩和型サービス等、予防給付の仕組みを活用した広域連合による新たなサービスの創設について早期の実現を目指す。

～サービスの基本的な展開～

4市1町における共通サービス

自立支援に向けたサービス展開

要支援者等がニーズに応じて選択できるサービスの充実

介護予防効果や利用者の意向を損なうことなく事業費用の抑制

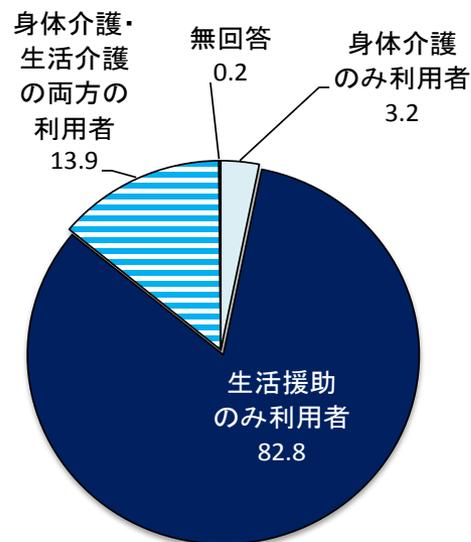
訪問介護の利用者の状況

■介護予防訪問介護サービスを利用する方の利用状況

- ・ 訪問介護を利用する要支援者のうち、生活援助のみを利用する方の割合が全体の8割を超えています。

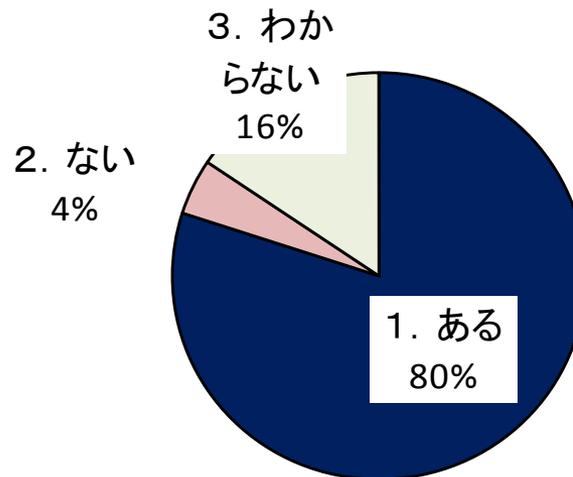
回答数(N=1332)

(H27. 1 地域包括支援センターによる現状調査による)



■「身体介護は行わない生活援助のみのサービス」のニーズに関する事業者アンケート調査では、回答した事業者のうち、8割がニーズがあると回答しています。

1. ニーズはある ……36事業者
2. ニーズはない …… 2事業者
3. わからない …… 7事業者



(H29. 8 訪問介護サービス事業者アンケート調査による)

生活援助型の訪問型サービス (指定事業者による基準緩和型サービス)

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防訪問介護相当サービスにおいては、身体介護中心型及び生活援助中心型の区分が一体化されているが、生活援助のみを利用する方が高い割合を占めている。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体介護が必要でない方が選択できるサービスとして、生活援助のみを提供する訪問型サービス ○ サービス内容は、相当サービスで実施する生活援助(老計第10号の範囲)内で、利用者の状態に応じたサービス ○ 利用者の「したい・できるようになりたい」という希望を大切にした自立につながる生活援助
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援1・2の方 ○ 事業対象者
基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相当サービスの人員等の基準を一部緩和
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合長が指定する事業者によるサービス提供
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連合会を經由した審査・支払(給付管理の対象)
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合の共通事業から構成市町の事業への自立支援に向けたマネジメントの流れを作るとともに、基準緩和等による単価を引き下げたサービスの設定により、要支援者等が利用できるサービスの選択肢を増やす。その結果として費用の抑制を図る。

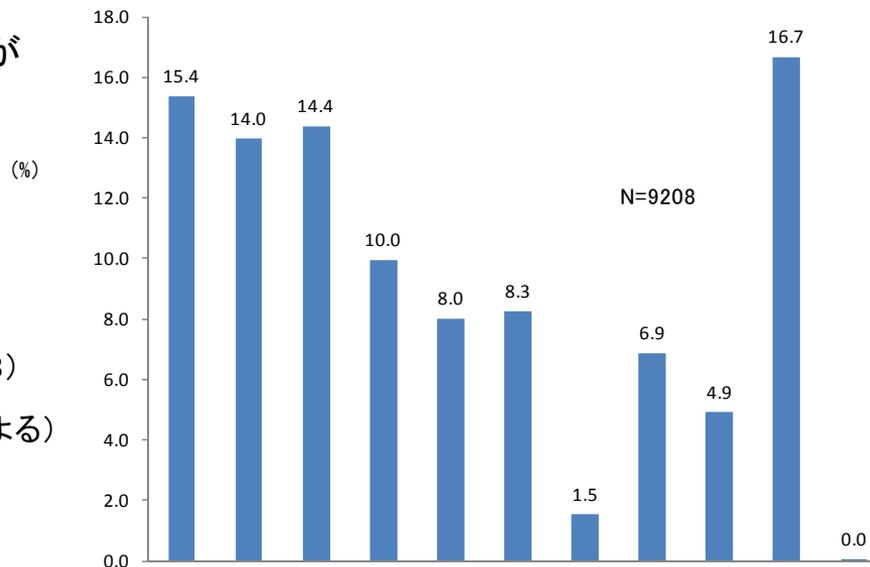
通所介護の利用者の状況

■介護予防通所介護サービスを利用している方が重要視する支援(現状調査)

- ・介護予防通所介護を利用している要支援者がサービスにおいて重要視する支援内容は、「交流・仲間づくり」16.7%、「外出の機会の確保」15.4%、「レクリエーション」14.4%、「運動器の機能向上」14.0%の順となっている。

回答数(N=9208)

(H27. 1 地域包括支援センターによる現状調査による)



	外出の機会の確保	運動器の機能向上	レクリエーション	入浴	健康管理	認知症予防 (重症化防止)	口腔機能向上	食事	見守り	交流・仲間づくり	無回答
%	15.4	14.0	14.4	10.0	8.0	8.3	1.5	6.9	4.9	16.7	0.0
回答数(N=9208)	1415	1286	1323	918	738	761	141	634	452	1536	4

通所型サービスの実施

(指定事業者による基準緩和型サービス)

現状	○サービス利用者の中には、外出の機会の確保や運動器の機能向上を重要視する利用者も多い。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ レスパイトの必要性がなく、外出の機会の確保や運動器の機能向上等の目的が達せられる方が選択できるサービス ○ 身体介護を行わない機能訓練を中心としたサービス ○ 短時間のサービスなど、外に出るきっかけとしても活用 ○ 介護を伴わない自費での入浴、食事の提供が可能 など
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援1・2の方 ○ 事業対象者
基準	○ 相当サービスの人員等の基準を一部緩和
実施方法	○ 広域連合長が指定する事業者によるサービス提供
給付管理	○ 国保連合会を經由した審査・支払(給付管理の対象)
効果	○ 広域連合の共通事業から構成市町の事業への自立支援に向けたマネジメントの流れを作るとともに、基準緩和等による単価を引き下げたサービスの設定により、要支援者等が利用できるサービスの選択肢を増やす。その結果として費用の抑制を図る。